

◎2016年6月定例会一般質問

◎田辺再登壇・意見要望

<知事>

お答えを申し上げます。まず初めに避難行動要支援者の個別避難支援計画の実態とその促進策でございます。

本県における避難行動要支援者につきましては、今年の4月現在、18万3000人となっております。この中で、民生委員、自主防災組織等に個人情報を提供することについて同意が取れた人数は約8万7000人、その割合は48%となっております。

この割合を市町村ごとに見てみますと、30%以上となっておりますのが42市町村、うち100%となっておりますのが12市町となっております。30%未満となっておりますのが18市町村、うち全く進まなかった0%となっているのが3市町となっております。

また、同意が得られた人全てについて、個別避難支援計画を策定をしている市町村は24市町村となっております。40%でございます。

次に、避難行動要支援者のうち、個別避難支援計画を策定している人の割合を市町村ごとに見てみますと、30%以上となっておりますのが20市町村、うち100%となっているのが4市町となっております。また、30%未満となっておりますのが40市町村、うち0%となっているのが6市町となっております。

これまで、個別避難支援計画の前提となります避難行動要支援者名簿、これを早急に作成をするよう市町村に要請してまいりまして、現在、全ての市町村においてその名簿というものが作成され、県内の避難行動要支援者数について把握ができたところでございます。

今後は、この避難行動要支援者名簿に基づきまして、市町村が、速やかに個別避難支援計画を策定する必要があると、このように考えております。

県といたしましては、モデル地区で培いました個別避難支援計画策定のノウハウというものを他の地区に波及させるよう働きかけや、定期的なヒアリングや市町村訪問によりますそれぞれの市町村における進捗管理等を行いまして、できる限り早期に個別避難支援計画が策定されるよう、市町村を積極的に支援してまいります。

現在のわが県の総合計画では、個別避難支援計画を策定している市町村の割合を目標としておりますけれども、これは、国の調査方法のやり方に沿って、今、目標を立てているところでございますが、これについては議員もご指摘をされたわけでございます。全ての市町村において避難行動要支援者名簿、今や策定をされておりますから、次期総合計画におきましては、避難行動要支援者のうち個別避難支援計画が策定をされた人数の割合というのを目標に設定する方向で検討したいと考えております

す。

次に、指定緊急避難場所と指定避難所の指定状況とその周知でございます。

指定緊急避難場所は、災害が発生した場合に、緊急に避難する場所でございます。現在、県内の 59 市町村で 3249 カ所、指定されております。

指定避難所につきましては、災害の危険性があり避難し、又は災害により家に戻れなくなった住民を滞在させるための施設でございます。県内 59 市町村で 2698 カ所の指定避難所が指定されております。

また、指定緊急避難場所と指定避難所に関する情報を住民の方々に周知を図るために、53 市町村で、これらについて記載をした防災マップやハザードマップ等の配布、35 の市町村で、住民を対象とした説明会、研修会等の実施、57 の市町村におきまして、市町村ホームページへの掲載がそれぞれ行われているところでございまして、全ての市町村で、いずれかの方法で住民の方々への周知が図られているところでございます。

災害対策基本法におきまして、市町村が指定緊急避難場所や指定避難所を指定した場合には、その旨を県の方に通知することが規定されております。

県におきましては、本県の防災ホームページにもそれらの情報を掲載して県民の皆様への周知を図っているところでございますけれども、現在、10 の市町の最新の情報が掲載できていない状況にございます。早急に、最新の情報を掲載をまいります。

次に、福祉避難所の指定状況とその周知でございます。

本県では、全市町村において福祉避難所を指定しておりまして、平成 27 年の 9 月末現在で 486 カ所、そのうち老人福祉施設が 260 カ所、障がい者支援施設が 92 カ所と、そのようになっております。

福祉避難所につきましては、ホームページや広報誌で公表しておりますのは 33 の市町、要配慮者本人や親族、民生委員や消防団など、対象を限定してその周知を図っているところが 3 市となっております。

周知をしていない市町村の中には、災害時に福祉避難所に避難者が集中をいたしまして、真に支援が必要な方への対応ができなくなることを懸念しまして、まずは、一般避難所での受け入れを進め、必要に応じて搬送することとしているところもあるわけでございます。

県としましては、市町村に対しまして、こうした実情についてそれぞれ住民の皆様方の理解を得るよう促していくとともに、要配慮者やそのご家族などが、災害時に確実に福祉避難所に避難できるよう、その周知のあり方を含めて市町村と協議を進めていきたいと考えております。

次に、市町村における非常災害用井戸の普及拡大についてお尋ねがございました。

この認定制度は、あらかじめ、市町村が個人や事業所などの井戸の所有者に協力を募りまして、「非常災害用井戸」「災害時協力井戸」といった名称で登録していただき、災害時に地域住民の方にそれを開放するというものでございます。

災害時には、井戸水が枯れない限り、生活用水を確保する有効な手段の一つであると、このように認識しております。

このため、県におきましては、市町村に対し、それぞれの地域の実情に応じて非常災害用井戸の活用が図られるよう、市町村防災担当課長会議等の場を通じまして、その制度の内容について情報提供を行っていきたいと考えております。

なお、既に他地域で策定をされておりますこの認定制度に関わるガイドライン、これにつきましても、その情報を収集しながら、内容について研究を進めているところでございます。

最後に、福岡県防災対策基本条例(仮称)の制定についてお尋ねがございました。

今回の熊本の地震では、車中泊、テント泊といった様々な避難形態への対応、被災者ニーズの変化を見据えた備蓄のあり方など速やかな対策が必要な課題もありますことから、6月2日に設置をいたしました「平成28年熊本地震検討プロジェクトチーム」、また、国が6月6日に設置をいたしました「熊本地震に係る初動対応検証チーム」それぞれの検討結果を踏まえまして、県の地域防災計画の見直しを行うことといたしております。

また、本県が被災をした場合に円滑な支援が受けられますよう、支援の要請や連絡の手順、支援物資の内容やその受入場所、搬送方法など、具体的な事項をあらかじめ定めた受援計画につきましても、これを策定することといたしております。

まずは、これらの作業に全力で取り組んでいきたいとこのように考えております。

お尋ねの防災対策基本条例でございますけれども、他県の例を見ますと、防災対策の基本理念を定め、また県民等の防災意識の醸成を図るほか、議員も指摘されましたが、ライフライン関係事業者に対し、事業所防災計画を策定した時に知事へ提出を求めるものなど、地域の実情に応じて内容が様々なものとなっております。

県におきましては、こうした他の事例、県の地域防災計画の見直し等を踏まえまして、条例制定の必要性、有効性を研究してまいります。

※知事は最初の答弁で一部の数字を言い間違えたが、最後に答弁を修正。上記の聞き起こし文章は、最初から正しい数字を反映している。

<田辺の意見要望>

ご答弁をいただきました。

避難行動要支援者名簿のですね、個人情報活用の同意取得について、やはり本県まだまだ厳しい現状が分かりました。そして、個別計画の策定について、自らの域内の要支援者全ての計画を策定できている市町村が、わずか4つの市町村に止まっていること、そして域内要支援者の30%未満しか策定できていない市町村が40とご答弁いただきましたので、本県全体の3分の2に上る実態、そして0%が6つもあるということ、私たちは強い危機感を持って受け止めなければいけないというふうに思います。

今回、この危機感を知事と共有し、次期総合計画においては現総合計画の目標設定手法は採らない、と。実態を反映した計画策定人数の割合で目標を設定する方針を示していただいたことは評価をいたします。これあわせてですね、知事、答弁いただきましたけれども、これまでの目標設定は「国の調査方法に合わせ」行われていたということですので、次期総合計画において、知事の今示していただいた方針で、本県取り組んでいけば、実人数で本県はいいんですけれども、日本全体の防災・減災体制の向上を図る観点から、こうした本県の状況を判断する姿勢というもの、次期計画の目標設定手法というものを、むしろ国に対してですね、こうした手法を進捗判断の基準とするよう働きかけていくことも、大切なことだと思いますので、この点は知事に要望をいたします。

福祉避難所については、広く周知を行っていない市町村が存在をし、これも許容されうるとの趣旨の答弁でした。そうであるならば、一般の避難所に避難してきた要配慮者を確実に福祉避難所に搬送するマンパワーを必ず確保するための計画を立てておかなければなりません。災害時になります、避難所は要配慮者以外の人への対応だけでも困難性が高い中で、そのようなことが果たして可能なのか。市町村が確実に対応できるよう、県として責任を持って、ご答弁いただいた協議に臨んでいただきたいというふうに思います。

最後に、防災対策基本条例の制定と非常災害用井戸のガイドライン策定については、今回初めて提案いたしましたので、条例については25の都道府県、非常災害用井戸については3府県の先行事例がありますので、これらをしっかりと県として調査をし、本県の取り組みを進めていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ご清聴いただき、ありがとうございました。